

障第564号  
令和2年7月14日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和2年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求の取扱いについて(6月サービス提供分)

今回の大雨による介護給付費等の請求に係る事務の取扱いについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡(7月6日付け及び7月13日付け)がありましたので、お知らせします。当事務連絡の内容を御確認いただき、必要に応じて対応いただきますようお願いいたします。

なお、当事務連絡は、今回の令和2年7月豪雨による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所において概算請求を行うための手続きについて連絡するものです。概算による請求の取扱いを行う場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、令和2年7月15日までに別紙様式により岐阜県国保連に届け出る必要がありますのでご留意願います。

※各市町村障がい福祉担当課長宛に別途通知済み。

所 属	岐阜県障害福祉課地域生活支援係		
担当係長	堀部	担当	井藤・金子
連 絡 先	058-272-1111 (内2621)		
F A X	058-278-2643		
メ ー ル	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		